

<p>つかの部会の権限にまたがる分野において) を含む初期の特別部会設置に関する決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格策定の進捗状況の監視や、改善策をとるべきかあるいは進展の欠如により作業を一時中断すべきかに関する助言 発展途上国の規格設定ニーズの確認の援助 部会の規格案の検討と総会による採択のための可決または部会でのさらなる策定のための差し戻し 現行枠組みにもこれらの事項に関する手続は存在するが、それらは用いられていないか、「戦略的管理(“strategic management”)」とか「規格策定管理(“standards management”)」と呼べるようなものではないかのいずれかであり、規格策定の提案や問題に対する総会や執行委員会の決定は、たいていの場合アドホックになされている。(para.7) 	
提案 13	<p>戦略的計画 CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3</p> <p>コーデックスは戦略的計画について 6 か年のメカニズムを設けるべき。この戦略的計画は優先順位や個々の提案の評価基準を設定し、途上国の規格設定ニーズの確認を助けるものであるべきだ。これは、第 27 回総会から 2 年ごとに提出されるべきである。(para.9,10)。</p> <p>実施された (提案 7 参照)。 CAC(26) ALINORM 03/41</p> <p>総会は、事務局が執行委員会と協同して戦略的計画文書を準備すべきとした。執行委員会における戦略的計画策定プロセスでは発展途上国の特別なニーズを考慮すべきということが示された。(para.162)</p>
提案 14	<p>作業の着手に関する提案のクリティカル・レビュー CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3</p> <p>クリティカル・レビューは以下を含むべき。(para.15)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総会の戦略的優先順位や独立したリスク評価に不可欠な裏付け作業を考慮に入れた、規格の策定/修正案の検討 発展途上国の規格設定ニーズの確認 作業がいくつかの部会の権限にまたがるような分野を含む、部会や特別部会の設置や解散に関する助言 専門家の科学的助言の必要性 <p>策定が認められた主要規格は、規格の目的、重要である理由、適用される主な局面、作業の予定表に関するプロジェクトドキュメントの作成が必要 (para.16)</p> <p>実施された(CAC(27) ALINORM 04/27/41 paras 10-14)。</p>

提案 15	<p>CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3</p> <p>規格策定の進捗状況の監視</p> <p>クリティカル・レビューのプロセスは、以下を含むべき(para.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格策定の進捗状況の監視や、改善策をとるべきか作業を一時中断すべきかに関する助言 ・部会の規格案の、基本テキストや他の国際的な法律文書との一貫性、 <p>実施された(CAC(27) ALINORM 04/27/41 paras 10-14)。</p> <p>提案 14,15 に対するコーデックスの反応</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/41</p> <p>主要規格のプロジェクトドキュメントの準備を含むクリティカル・レビューのプロセスを承認。作業の優先順位設定のためのクライテリア(the Criteria for the Establishment of Work Priorities) (提案 38) の改正と密接に関連する提案を承認。(para.163)</p>
提案 16	<p>規格策定管理の責任</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3</p> <p>第 25 回総会での回答から、評価報告書のいう規格管理部会設置に対して支持はない (FAO マネジメント・レスポンス(FAO Management Response)が支持したもの)。多くが規格管理機能を執行委員会に委ねることを提案。(para.18)</p> <p>事務局は、第 1、第 3 の選択肢がほとんど支持されていないことを認識ながらも 3 つの選択肢を提示。(para.19)</p> <p>Option 16.1 規格管理部会</p> <p>規格管理部会が設置された場合のメンバーについては以下が考えられる。(para.20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域から選ばれた 20 のメンバー (北米を除き各地域から 3 か国ずつ) ・持ち回りで任命される、規則IX.1.(b)の下で設置された部会/特別部会の議長 5 名 <p>規則IX.1.(b)の下で設置される作業管理委員会は、毎年総会の開会前に 6 週間以上開かれ、総会に報告を行わなければならない。委員会は独自に議長を選出しなければならず、委員会のメンバーでない部会/特別部会の議長を召集する権限を有するべきである。委員会には、国際的な政府間組織や非政府組織がオブザーバーとして参加できるべきである。作業管理委員会の機能は、新規作業のクリティカル・レビューと規格策定の進捗状況の監視である。(para.21,22)</p> <p>Option 16.2 執行委員会</p>

	<p>執行委員会が規格策定管理を行う場合、現行手続規則に示されている執行委員会のマンデートに変更は生じない。しかし長期的には、規則III.2を改正し執行委員会の機能を明示することが望ましいであろう（執行委員会の機能のレビューに関する文書 CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.2 も参照）。この場合、執行委員会が、新規作業のクリティカル・レビューや規格策定の進捗状況の監視を行い、総会に対して所見を報告する。（para.23）</p> <p>Option 16.3 執行理事会</p> <p>総会が執行委員会に替えて執行理事会の設置を決定した場合も Option 16.2 と同様である（CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.2 参照）。（para.24）</p> <p>実施されていない。</p> <p>提案 16 に対するコーデックスの反応</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/41</p> <p>第 25 回総会において規格管理委員会の設置に対して支持が得られなかったことから、執行委員会が新規作業のクリティカル・レビューを行う組織となることを決定。（para.164）</p>
提案 17	<p>時限的な意思決定</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3</p> <p>多くの加盟国は、全ての作業を時限的に行うことについて、コンセンサスに達するため必要な場合に時間の延長を許可することを条件として、支持している。（para.25）</p> <p>規格に関する新規作業の着手（いわゆる「討議文書（“discussion papers”）」の準備も含む。）を決定する際、総会は決定の日から標準的には 5 年を超えない範囲で、その作業を実行するスケジュールを示さなければならない。規格策定管理の責任を負う組織は、スケジュールの延長や作業の取り消し、当初とは異なる部会での作業の実施を提案することができる。（para.30）（para.31）</p> <p>上記提案 14,15 参照。</p> <p>提案 17 に対するコーデックスの反応</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/41</p> <p>総会は、規格策定管理の責任を負う組織（すなわち執行委員会）が一定のスケジュール（通常 5 年を超えない範囲で）の最後に規格草案の策定状況を見直し、その見解を総会に報告すべきことを決定。（para.165）</p>
提案 18	<p>CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3</p> <p>規格策定の簡素化</p> <p>手続の簡素化（現在のステップ 8 からステップ 5 を標準とすること）は、既に迅速手続の利用やステップの省略が可能であるということから、作業の時</p>

	<p>限化ほど各国の支持を得られていない。しかしこの手順をとるには通常の単純多数ではなく 3 分の 2 以上の賛成によって意思決定がなされなければならない。評価報告書は部会がコンセンサス達成後直ちに総会に規格を提出するよう奨励している。</p> <p>現行の統一的かつ迅速化されたコーデックス規格や関連文書の策定手続 (Uniform and Accelerated Procedures for the Elaboration of Codex Standards and Related Texts) は、以下のように修正されるべきである。(para.32)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速手続やステップの省略を決定する際の要件から、3 分の 2 の特別多数を取り除くこと ・標準的な 5 ステップの手続と延長された 8 ステップの手続の規定を設けるため、策定手続を書き直すこと。後者は規格策定管理に責任を持つ組織と総会の承認を必要とする。
	<p>実施されていない。</p> <p>提案 18 に対するコーデックスの反応</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/41</p> <p>総会は、迅速手続ではコンセンサスによって規格を採択しなければならないことから、3 分の 2 の特別多数要件を取り除いても手続きの簡素化につながらないとした。また 5 ステップ手續を標準とすることについてもコンセンサスを得られず、必要に応じて手續を迅速化する既存のメカニズムとともに 8 ステップ手續を維持することを決定した。(para.166)</p>
提案 19	<p>ファシリテーターの活用</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3</p> <p>部会や規格策定管理に責任を負う組織がファシリテーターを任命できるようにすべき。ファシリテーターの主要な機能は異なる意見を理解しコンセンサスの形成を促進することで、広くメンバーに意見を求める明白な機能があれば、さらなる包括性を確保するという点でも作業のスピードを上げるという点でも有用。ファシリテーターは、規格草案についてのコメント文書がいかに扱われてきたのか明示した報告をすべきである。(para.34)</p> <p>進行中 (CCGP21 と CAC28 がこの問題について検討した)。</p> <p>提案 19 に対するメンバーの反応</p> <p>CAC(28) ALINORM 05/28/41</p> <p>総会は、一般原則部会が第 21 回会合においてファシリテーターの試行的活用を検討すると結論付けたことを支持。(para.123)</p> <p>EXEC(58) ALINORM 06/29/3A</p> <p>事務局は、ファシリテーターの試行的活用に関して検討すべきという第 28</p>

	回総会の勧告を考慮して「進行している」ことを指摘。ただし現時点でいかなる部会もファシリテーターの活用を試みていないとした。(para.82)
提案 20	<p>電子作業部会の設置 CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3</p> <p>部会は会期間に作業の着手を決定する際、電子作業部会の設置を最優先すべき。その際全ての総会メンバーと関心のある国際機関がオブザーバーとして参加できるようにすべき。電子作業部会への委任事項と期待されるアウトプットは明示され、マンデートを達成した電子作業部会は解散すべき。電子作業部会の設置と運営の規則について、手続に関する文書（CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.4）も参照。(para.36)</p> <p>実施された。(CAC(28) ALINORM 05/28/41 para.41)</p>
提案 21	<p>物理的作業部会の設置 CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3</p> <p>部会が物理的作業部会によって会期間の作業に着手すると決定した場合、そのような作業部会は総会メンバーを代表すべき。物理的作業部会の構成は委任事項や期待されるアウトプットと同様、明示的に定義されるべきである。物理的作業部会はその特定のマンデートが達成され次第解散するべきである。(para.37)</p> <p>実施された(CAC(28) ALINORM 05/28/41 para.41)。 提案 19-21 に対するコーデックスの反応 CAC(26) ALINORM 03/41</p> <p>総会は、原則として三つの提案全てに賛成。総会は、電子作業部会が意思決定の場ではなく意見交換の場であるとした。また、物理的作業部会は全加盟国に開かれ、途上国の参加に関する問題を考慮し、そして部会においてコンセンサスがあるか他の戦略が検討された場合にのみ設置されるべきとした。(para.167)</p>
提案 22	<p>規格の採択 CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3</p> <p>評価報告書は、規格採択の段階において、総会は規格草案を修正すべきでないが、その状況について明確な決定を行うべきであると勧告(勧告 23)。(para.42)以下の二つの選択肢が提示された。</p> <p>Option 22.1 修正を伴わない採択の決定 総会は採択の段階で規格を修正すべきではなく、以下のいずれかをしなければならない。(para.43)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格を採択する ・特定の変更について調査するために規格を部会に差し戻す

	<ul style="list-style-type: none"> 規格に関する作業を中止または延期する <p>決定は、議論ではなく決定事項に焦点を当てる形で明確に報告されなければならない。(para.44)</p> <p>Option 22.2 修正を伴う採択の決定</p> <p>採択の段階において、総会はコメント文書を考慮して規格の修正を決定しうるが、そのような修正は過去に部会で取り上げられなかつたもので規格の技術的内容に影響を及ぼす性質のものではないものに限定されなければならない。修正をしない場合、総会は以下のいずれかをしなければならない。(para.45)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格を採択する 提案された修正について検討するため規格を部会に差し戻す 規格に関する作業を中止または延期する <p>決定は、議論ではなく決定事項に焦点を当てる形で明確に報告されなければならない。(para.46)</p>
提案 13－22に対する加盟国の反応	<p>実施されていない。</p> <p>提案 22に対する加盟国の反応</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/41</p> <p>総会は、執行委員会の勧告に基づき、規格草案がコンセンサスに基づいて総会に送付されることを条件に、限定的な修正を伴う規格の採択が許容されるべきであることを決定した。(para.168)</p>

<関連する議事録>

ALINORM 03/26/11: Add.3

<ftp://ftp.fao.org/codex/meetings/CAC/CAC26/al2611ce.pdf>

ALINORM 03/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/601/al03_41e.pdf

ALINORM 04/27/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/621/al04_41e.pdf

ALINORM 05/28/3A

<http://www.codexalimentarius.org/download/report/643/AL2803Ae.pdf>

ALINORM 05/28/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/644/al28_41e.pdf

ALINORM 06/29/3A

<http://www.codexalimentarius.org/download/report/661/al2903Ae.pdf>

ALINORM 08/31/REP

<http://www.codexalimentarius.org/download/report/698/al31REPe.pdf>

CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION ALINORM (26) 03/26/11:Add.4

4. 手続規則のレビューや他の手続問題

ALINORM 03/26/11:Add.4

以下では、評価報告書によって挙げられた、手続マニュアルの変更に関する全ての勧告を検討する。(para.1)

提案 23	<p>手續レビューの責任</p> <p>ALINORM 03/26/11:Add.4</p> <p>手続きレビューの実施主体について以下の二つのオプションを提示</p> <p>Option 23.1 手續についての専門的な特別部会</p> <p>総会は、手續規則IX. 1(b)(i)の下で専門的な特別部会をCCGPに設置し、手續マニュアルの変更案を起草、2005年までに提出することを求める。(para.5)</p> <p>Option 23.2 追加的なCCGP会議</p> <p>総会は、CCGPが特別会合を開き、手續マニュアルの変更案を起草し2005年までに提出することを求める。(para.6)</p> <p>ALINORM03/41</p> <p>CCGPの特別会合において、期限内に実施する事を決定。委員会は部会が明確な助言や、反応の言葉を委員会や事務局から、支援を求めることが確認した。</p>
提案 24	<p>コーデックスのマンデートの修正</p> <p>ALINORM 03/26/11:Add.4</p> <p>第25回臨時総会は、消費者の健康を守り、食品貿易における公正な慣行を確保するという現在のマンデートは適切であるが、将来議論されうるとした。また、総会は、このマンデートのうち、消費者の健康と安全への影響のある基準の策定が最優先であると強調した。(para.7)</p> <p>Option 24.1 総会のマンデートの修正 (para.9)</p> <p>Option 24.2 現在のマンデートの保持 (para.10)</p>

	<p>提案 24へのコーデックス委員会の反応 ALINORM 03/41</p> <p>委員会は、コーデックス憲章の条文 1 のマンデートが、保持されるべきだが、将来的には議論されるべきだと決定。 (para. 170)</p>
提案 25	<p>全体的な管理を向上させるための、執行委員会の規則及び作業手続の改訂 ALINORM 03/26/11:Add.4</p> <p>事務局は執行委員会の機能に関して、以下の提案の検討を最優先すべきとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーターを含めることによる執行委員会の拡大(規則 II.4(c),(d),規則III.1) ・プログラム策定、予算、計画に関する下部委員会の設立(新規則) ・執行委員会会合へのメンバーの参加のための資金提供(新規則)(para.12) <p>提案 7, 8, 9, 10, 11 参照</p>
提案 26	<p>執行委員会の規則及び作業手続の改訂 (続) ALINORM 03/26/11:Add.4</p> <p>総会は、2005 年総会での採択を視野に、ALINORM03/26/11:Part2 に含まれる残りの問題を扱う手続規則の修正案や追加案を起草することを、手続レビューの実施に責任を持つ組織体に求めるべきである。 (para.14)</p> <p>上記の提案 No.12 参照</p>
提案 27	<p>ALINORM 03/26/11:Add.4 議長に発言する権利</p> <p>評価報告書のパラグラフ 129 は、コーデックス部会の国の代表の構成やこれらの代表団の中で非政府アドバイザーが発言する権利に関する懸念が表明されている。総会は手続レビューに責任を持つ組織体に対して、WHO 総会の類似の規則に基づき新しい規則を検討するよう求める。その規則とは「本会議では、国の代表の長は、いかなる質問についても彼に代わって発言し投票する権利を持つ他の代表を指名できる。更に、代表団の長や彼が指名する他の代表の要求に基づき、特定の点についてアドバイザーが発言することを議長(President) [コーデックスの場合は Chairperson] は許可できる。」という趣旨のものである。 (para.16)</p> <p>完了(ALINORM 05/28/41 para.27) CCGP に WHO の規則を参考に依頼。</p>
提案 28	<p>ALINORM 03/26/11:Add.4 オブザーバー機関のクライテリア見直しについて</p>

	<p>以下二つの選択肢を提案</p> <p>Option 28.1 FAO/WHOによるオブザーバー機関の地位のレビュー 総会は、FAO/WHOに対して、「オブザーバーの地位("Observer Status")」における現在の国際機関の地位について、CACと共同で報告書を準備し次回のコーデックス総会で報告書を提出するよう求める。(para.19)</p> <p>Option 28.2 規則VII.5の改訂 総会は、執行委員会がWHO事務局長に「オブザーバーの地位」における国際機関の地位についての意見を提供できるよう規則VII.5を改訂し、2004年総会に提案を提出するよう求める。(para.20)</p> <p>Option 28.3 「オブザーバーの地位」における国際機関に関する原則の改訂 総会は、規則VII.5の改訂と矛盾のないように、コーデックス委員会の作業における国際非政府組織の参加に関する原則(<i>Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organizations in the Work of the Codex Alimentarius Commission</i>)を改訂することを検討。(para.21)</p>
	<p>完了(ALINORM 05/28/41 paras 26 and 42)</p> <p>ALINORM 03/41 上記すべてのオプションを実施</p>
提案 29	<p>コーデックス部会及び特別部会の議長 ALINORM 03/26/11:Add.4 議長について以下のオプションを提示</p> <p>Option 29.1 執行委員会による議長の承認 総会は、執行委員会による議長の承認を規定する新規則の起草を行うよう求める。(para.26)</p> <p>Option 29.2 議長の任命のためのクライテリアを除き現状維持 総会は、開催国による議長の任命については現状維持とし、議長の任命のためのクライテリアを策定することを求める。(下記提案 33 を参照)(para.27)</p>
	<p>完了(ALINORM 04/27/41 para.14)</p> <p>議長の任命権については現状維持として、任命の為のクライテリアについてはCCGPに検討を依頼。</p>
提案 30	<p>規則 X I .4 の改訂 ALINORM 03/26/11:Add.4 移行中の国々や発展途上国のコーデックス委員会の作業への参加のためのFAO/WHO信託基金の下での参加に備えて、またコーデックス予算から拠出する執行委員会へのメンバーの参加のための基金に関する総会の決定を考慮にいれるため、規則XIを改訂すべきである。(ALINORM 03/26/11: Add.2, Option 11.4 参照) (para.29)</p>

	完了(ALINORM 05/28/41 para.20) CCGP に改定を依頼。
提案 31	開催国政府への助言と会合の運営に関する助言 ALINORM 03/26/11:Add.4 総会は、開催国政府への助言と会合の運営に関する助言に関する 2 つの別々の文書を策定するよう指示する。 (para.35) 完了(ALINORM 04/27/41 para.14)
提案 32	ALINORM 03/26/11:Add.4 共同議長制 総会は、責任を持つ組織体に対して、コスト面での含意も含め、コーデックス部会及び特別部会における共同議長制のための指針を策定するよう求め る。 (para.37) 進行中(CCGP21 と CAC28 がこの問題について考慮している) ALINORM 05/28/3A ケースバイケースで試されるべきとする一般原則部会の第 21 回会合の結論 を支持。例として、最近の Food Hygiene 部会(アメリカとアルゼンチンの共 同主催)や Fish and Fishery product 部会(ノルウェーと南アフリカの共同主 催)における共同議長制度の良い結果が論じられた。 (para.39)
提案 33	ALINORM 03/26/11:Add.4 議長の選出についてのクライテリア 総会は、コーデックス部会及び特別部会の議長の任命のためのクライテリア 案を策定し、次回総会（2004 年）での検討のために提出するよう要求する。 このクライテリアは議長を任命する開催国の権利を認めるべき。 (para.39) 上記提案 No.29 参照
提案 34	コンセンサスの決定 ALINORM 03/26/11:Add.4 <u>会議の運営：コンセンサス</u> コンセンサスと意思決定に関する報告書の勧告については幅広い意見がある が、以下の通りに要約される。 (para.40) <ul style="list-style-type: none"> ・「ほぼコンセンサス(near-consensus)」の概念は、支持を得ていない。 ・諮問的な郵便投票は、ほとんどもしくは全く支持を得ていない。 ・コンセンサスの定義案(「会合に出席する 1 以上のメンバーから正式な異 議がないこと」)については、賛否両論がある。 ・規格採択のための条件付き多数決(2/3)は、いくらかの支持をえた。 ・いくつかの国は、現状維持を支持した。 <p>この問題における意見の多様性の観点から、総会はこの問題の現状維持を求</p>

	<p>める。総会は、意思決定に関するコンセンサスの問題の解決は重要な問題であり、コーデックス部会及び特別部会について適切な指針策定する努力が必要であると助言。また、総会は 2005 年通常会合でこの問題の進捗報告を求める。(para.41)</p> <p>第 21 回 CCGP は現段階で”コンセンサス”の定義についての新たな作業を実施しないこととした；第 23 回 CCGP と第 24 回 CCGP はこの問題について継続的な議論をしている。</p>
提案 35	<p>ALINORM 03/26/11:Add.4 会議の運営：報告書</p> <p>評価報告書は、議論ではなく決定に焦点を置いた行動志向の会議報告書を作成するという方向性の強化を提案（勧告 21）。これに対し、支持の立場、行われた議論の記録に価値を見出し、自国にとって特に重要な問題について自国の立場を記録に残したいとする立場があった。(para.42)</p> <p>ALINORM 05/283A 近代的な技術（音声録音等がインターネット上で確認できるなど）が利用できれば報告書が詳細まで記述せず、議論の結果に集中してもよいという指摘をする国もあったが、途上国からは参加できない国にとっては議事録が省略されると議論が分からないとの指摘もなされた (para.36)</p> <p>ALINORM 05/28/41 手続きマニュアルに改定が必要な内容はないと決定</p>
提案 36	<p>会議の運営：国のグループ化 ALINORM 03/26/11:Add.4</p> <p>評価書の勧告 25 では、共通の意見を有する国がまとめたグループとして調整することを勧告 (para.44)</p> <p>ALINORM 05/28/41 実施しないことを決定</p>
提案 37	<p>OIE との関係 ALINORM 03/26/11:Add.4</p> <p>総会は、SPS 関連の国際組織（OIE や IPCC）などと重複等を避けるため協力強化のあり方について模索すべきとの勧告を支持する。(para.49)</p> <p>ALINORM 03/41 コーデックスと OIE が重複の最小化と基準設定の乖離を避けるために協調を高めるべきであるという勧告を承認。(para.181)</p>
提案 38	<p>作業の優先順位設定のためのクライテリア ALINORM 03/26/11:Add.4</p> <p>以下の二つの選択肢が提示された</p> <p>Option 38.1-作業の優先順位の設定のための基準の改訂</p> <p>作業の優先順位設定のためのクライテリアを再起草するよう指示。改訂版ク</p>

	<p>ライテリアは、優先順位に対する作業提案の評価のための明確な判断手段であるべき。(para.53)</p> <p>Option 38.2-コーデックス規格及び関連文書の策定手続への優先順位の包含 総会は、その優先順位が反映された文書をコーデックス規格及び関連文書の策定手続の導入部分に含め、手続マニュアルから作業の優先順位設定のためのクライテリアを削除するよう指示する。この場合も、クライテリアは優先順位に対する作業提案の評価のための明確な判断手段であるべきである。</p> <p>(para.54)</p> <p>完了(ALINORM 05/28/41)</p> <p>ALINORM03/41 総会は CCGP に記載するように依頼をした (para.182)</p>
--	--

<関連する議事録>

ALINORM 03/26/11:Add.4

<ftp://ftp.fao.org/codex/meetings/CAC/CAC26/al2611de.pdf>

CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION ALINORM (26) 03/26/11:Add.5

5. その他の勧告の実施 (FAO/WHO の活動分野)

ALINORM 03/26/11:Add.5

背景・現状

コーデックスの管理構造

評価報告書は、FAO/WHO の全体構造の中で、コーデックスの作業プログラムの提案や執行について独立性を高めるべきだと述べ、FAO/WHO の承認を得た。提案は、規格策定の作業管理の改善や中央的管理の強化を目指すもので、規格設定の迅速化につながる。

(para.2)

専門家の助言と科学的なリスク評価

評価報告書によれば、コーデックスに対する専門家の助言は、さらなる主体性と調和、リソースを有し FAO/WHO の中の独立性と透明性を強化する必要がある。また、専門家によるリスク評価の機能とコーデックス部会によるリスク管理の機能とをはっきり区別すべき。コーデックスの意思決定に対する科学的なサポートの強化が、当面の優先事項とされた(para.25 と勧告)。 (para.5)

<p>FAO およ び WHO による対 応が求め られる論 点</p>	<p><u>コーデックス事務局(管理と報告のプロセス)</u> ALINORM 03/26/11:Add.5 <u>手續規則による管理</u> FAO はマネジメントレスポンス(ALINORM 03/25/3-Add.1)は、総会が必要に応じて各意思決定機関に報告を行うための手続は存在すると指摘したが、一方で、プロセスの透明性と効率性を向上させる方法は検討すべきとした。 (para.9) <u>コーデックスの独立性</u> 全体構造の中でコーデックスによる作業プログラムの計画・執行の独立性を高めることに FAO/WHO も承認し、その要求を満たすための方法について共同でレビューを行っている。 (para.10) <u>コーデックス事務局の位置づけ</u> コーデックスでは、コーデックス事務局を FAO の中で再配置するという勧告が支持されたが、FAO/WHO は現在の位置づけが適切であるとして、事務局長の任命は FAO/WHO の事務総長の特権であることを想起させた。 (para.12)</p>
	<p>ALINORM 03/26/11:Add.5 <u>コーデックスの事務局(リソース)</u> FAO/WHO の現実的な困難を認識しつつも、事務局の中心的財源を増加させることが全会一致で賛成された。特に WHO のより積極的な貢献を期待する回答者もいた。 (para.14) <u>コーデックスのウェブサイト</u> 全回答者が、コーデックスのウェブサイトを一般的な利便性の観点から改良するという勧告を支持した。FAO/WHO は、コーデックス事務局がその能力を最大限活用できるよう、ウェブサイトの維持に必要な人的・財政的リソースを有することを確保すべきである。 (para.16)</p>

	<p>ALINORM 03/26/11:Add.5</p> <p><u>科学的な助言とリスク評価</u></p> <p><u>JEMRAについて</u></p> <p>コーデックスは JEMRA が常設の部会であるべきだという勧告を支持。FAO/WHO もこの勧告に賛成。(para.18)</p> <p><u>科学的助言とリスク評価へのリソース</u></p> <p>コーデックスでは、FAO/WHO が明確な予算や人的リソースを科学的助言やリスク評価に割り当てるここと、リスク評価への出資を増加させることへの支持が表明された。FAO/WHO は共同での科学的助言やリスク評価について完全なレビューが必要であることに同意し、この勧告の実行に必要な措置を取りはじめた。(para.19)</p> <p>コーデックスでは、特に独特な食習慣をもつ途上国からの、質の高いデータの必要性について広い支持があった。関連する作業範囲の観点から、FAO/WHO が優先順位を確立承認しコストの影響を注意深くレビューすべきとされた。(para.20)</p> <p>コーデックスは、FAO/WHO と同様、専門家に対する支払いのあり方に原則として同意した。専門家選出の主なクライテリアは透明性、科学的な業績や専門的知識であり、専門家は関心事項を説明する文書の提供を求められるべきであるということが強調された。(para.21)</p> <p>コーデックスはリスク評価とリスク管理を分ける提案を支持したが、これらの機能は相互依存的であり両者の意思疎通が重要であると注意喚起をする意見もあった。(para.22)</p> <p>コーデックスは、専門家の助言に関するコンサルタントの研究/専門家の協議について全会一致で支持した。FAO/WHO は既にこの勧告同意し、進捗報告書が総会に提出されている(ALINORM 03/26/13)。(para.23)</p>
	<p>ALINORM 03/26/11:Add. 5</p> <p><u>キャパシティ・ビルディング</u></p> <p>この勧告にコメントをした回答者は、FAO と WHO が技術援助やキャパシティ・ビルディングについて、より密接に協調・協力する必要があるとした。(para.25)</p>

